

議案第39号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1くらし保健福祉部の表2の項の(3)のソ中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項の(3)のタ中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同項の(3)のハ中「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項の(3)のマ中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表14の項の(1)中「及び政令第36条の7第1項」を削り、「若しくは輸入業（政令第36条の7第1項第1号に規定する製剤製造業者等（以下この項において「製剤製造業者等」という。）に限る。この項の(3)、(6)、(8)及び(9)において同じ。）」を「輸入業」に改め、同項の(2)を削り、同項の(3)中「第4条第4項及び政令第36条の7第1項」を「第4条第3項」に、「若しくは」を「，」に改め、同項の(3)を同項の(2)とし、同項中(4)を削り、(5)を(3)とし、同項の(6)中「及び政令第36条の7第1項」を削り、同項の(6)を同項の(4)とし、同項の(7)を削り、同項の(8)中「及び第36条の6第1項」を削り、「若しくは」を「，」に改め、同項の(8)を同項の(5)とし、同項の(9)中「及び第36条の6第1項」を削り、「若しくは」を「，」に改め、同項の(9)を同項の(6)とする。

別表第1商工労働水産部の表10の項の(1)のイの(ア)のa中「1トン以下のもの」の次に「（d又はeに掲げるものを除く。）」を加え、「（最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この項において同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この項において同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額とする。以下cまでにおいて同じ。）」を削り、「2,350円」を「2,400円」に改め、同項の(1)のイの(ア)のb中「あるもの」の次に「（dに掲げるものを除く。）」を加え、同項の(1)のイの(ア)のc中「その他のもの」を「a又はbに掲げるもの以外のもの（d又はeに掲げるものを除く。）」に、「350円」を「360円」に、「1,550円」を「1,600円」に改め、同項の(1)のイの(ア)に次のように加える。

- d 最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この項において同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この項において同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のもの この項の(1)のイの(ア)のaからcまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2倍の金額
- e 2以上の計量範囲を有するもの（dに掲げるものを除く。） 最大のひょう量の区分に応じ、この項の(1)のイの(ア)のa又はcに掲げる金額に、計量範囲が1増すごとに、当該金額の5割に相当する額を加えた金額

別表第1 商工労働水産部の表10の項の(3)のアの(ア)中「1 トン以下のもの」の次に「(イ)又は(ロ)に掲げるものを除く。）」を加え、同項の(3)のアの(ア)の a 中「(最小の目盛又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額とする。以下(ウ)までにおいて同じ。）」を削り、同項の(3)のアの(イ)中「あるもの」の次に「(イ)に掲げるものを除く。）」を加え、同項の(3)のアの(ウ)中「その他のもの」を「(イ)又は(ロ)に掲げるもの以外のもの (イ)又は(ロ)に掲げるものを除く。）」に改め、同項の(3)のアに次のように加える。

- |   |
|---|
| (イ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のもの この項の(3)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2倍の金額                   |
| (ロ) 2以上の計量範囲を有するもの (イ)に掲げるものを除く。) 最大のひょう量の区分に応じ、この項の(3)のアの(イ)又は(ロ)に掲げる金額に、計量範囲が1増すごとに、当該金額の5割に相当する額を加えた金額 |

別表第1 商工労働水産部の表10の項の(6)のイの(イ)の f 中「7,100円」を「7,200円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の a 中「8,000円」を「8,100円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の b 中「660円」を「670円」に、「9,200円」を「9,300円」に改め、同項の(6)のウの(イ)中「13,900円」を「14,000円」に改め、同項の(6)のウの(イ)中「34,600円」を「34,700円」に改める。

別表第1 農政部の表6の項の(1)のク中「1,220円」を「1,230円」に改め、同項の(1)のサの(イ)中「2,530円」を「2,540円」に改め、同項の(1)のサの(イ)中「610円」を「620円」に改め、同項の(1)のシの(イ)中「4,500円」を「7,400円」に改め、同項の(1)のシの(イ)中「5,000円」を「8,000円」に改め、同項の(1)のシの(ウ)中「29,500円」を「34,400円」に改め、同項の(2)のア中「680円」を「690円」に改める。

別表第1 土木部の表2の項の(14), (17), (20)の5, (21), (22)の2から(23)の2までの規定、(25)から(26)の2までの規定及び(33)から(33)の3までの規定中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表14の6の項の(3)のアの(イ)及びイの(イ)中「もの」の次に「又はモデル住宅法若しくはフロア入力法を用いて計算したもの」を加える。

別表第1 危機管理防災局の表3の項の(17)のイ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

別表第1 警察本部の表2の項の(3)中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

別表第2の2の項の次に次のように加える。

2の2 調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施	調理師法第3条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者
---------------------------------	-------------------------------

別表第2の4の項中「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項又は第5項」に改め、同表4の2の項中「よる」を「基づく」に改め、同表4の4の項及び4の5の項中「並びに第23条の2」を削り、同表4の6の項中「より」を「基づく」に改め、同表4の7の項中「二級建築士免許証」を「建築士法第5条第3項の規定に基づく二級建築士免許証」に改める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の改正規定（2の項の次に次のように加える部分を除く。） 公布の日

(2) 別表第1 暮らし保健福祉部の表2の項の改正規定 令和2年6月1日

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

食品衛生法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。